

島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金の交付については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」という。）が単独で取組むことが困難な施設・設備整備に要する経費に対して補助金を交付することによって、障がい者の工賃水準の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、B型事業所を運営する法人を実施主体とする知事が適当と認めた任意団体等が行う施設・設備整備を交付の対象とする。

- (1) 任意団体等を構成する全てのB型事業所が工賃向上計画を策定し、障がいのある利用者の工賃水準の向上に寄与する施設・設備整備であること。
- (2) 複数のB型事業所が連携し事業を実施する場合、運営法人が全て同じではないこと。
- (3) B型事業所と他産業との連携の場合、相手方がグループ企業や団体等ではないこと。
- (4) 協定書等で構成員の関係及び代表するB型事業所を定め、当該事業所が交付申請を行うこと。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の補助対象経費は下表のとおりとする。

<p>■施設整備 販売・作業スペースの新築・増改築・改装に要する経費とする。 なお、事務室・食堂・休憩室など、工賃向上に直接的に関係しない部分に係る費用は除く。</p>
<p>■設備整備 機械装置・工具器具・什器備品の製造、購入、改造に要する経費（設置に伴う据え付け工事費用を含む）とする。 なお、テレビ・事務机・ソファ・事務用パソコン・メンテナンス費用など、工賃向上に直接的に関係しない設備や備品、備品の老朽化による単なる更新、ユニフォーム等の被服費、消耗品費は除く。</p>

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、以下により算定し、消費税及び地方法消費税の額については、補助対象外とする。

(1) 補助基準額（税抜き）

実費と10,000千円を比較して少ない方の額とする。

(2) 補助率

補助対象事業費に、4分の3の補助率を乗じて得た額を上限とし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に關係書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (10) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(事業内容の変更等の申請)

第8条 補助事業者が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第2号を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、第2条に規定する補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の一部を概算払いの方法により交付することができる。

2 補助事業者が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式第4号を知事に提出するものとする。
- (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(書類等の提出)

第11条 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、障がい福祉課へ提出する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成20年8月1日から施行し、平成20年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年5月31日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、令和元年5月1日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者

令和 年度 島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金交付申請書

標記補助金にかかる事業を下記のとおり行いますので、島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

連携の区分 ※該当項目に○印	1. 複数事業所との連携 2. 他産業との連携 (農福・福祉・企業・教育・医療・自治体・その他)
補助事業の目的及び効果	
申請者の概要	別紙1のとおり
補助事業の内容	別紙2のとおり
補助事業の完了の予定期 日	令和 年 月 日

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費		円
うち他の補助金により 賄われる経費	(補助金の名称)	円
補助交付申請額		円
自己負担額		円

別紙 1

申請者概要

申請者	名 称
	代表者
	所在地
	電話&FAX 者) (担当
	参加している障がい者就労支援事業所又は企業等の名称
	これまでに実施した取組の概要
この補助金により共同で実施する事業の概要	
今回の設備投資による工賃向上の効果	工賃実績 円 (直近の実績) → 目標工賃 円

※ 構成員の関係を定める協定書等を添付すること。

※ 工賃向上計画を添付すること。

※ 就労支援事業活動明細書及び就労支援事業製造原価明細書を添付すること。

補助事業内容説明書

(単位：円)

施設・機械 又は装置 の名称	メーカー 及び型番	設置場所	金額 (単価×数量)	導入時期	導入目的	支払計画
						①補助事業に 要する経費 (②+③) 円 ②補助金 円 ※税抜き価格 の3/4 ③自己資金 円
計(税抜き)						
消費税等						
合計						

【添付書類】 補助対象設備の見積書・パンフレット等

- ※ 主に事務目的のパソコン等、工賃向上に直接関係しないものは対象外です。
- ※ メンテナンス費用などの機械本体以外の金額は対象外です。
- ※ 本補助金以外の補助金を当該経費の一部に充当した場合、その部分は本補助金の対象になりません。

(様式第2号)

令和 年 月 日

島根県知事

様

住 所

申請者名

令和 年度 島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり変更したいので、島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(経費の変更の場合は、対比表を作成すること。)

(様式第3号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者名

令和 年度 島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金について、下記により金 円を請求します。

記

単位：円

交付決定額		月 日現在 (予定) 出来高		県 補 助 金		
事業費	県補助金	事業費	県補助金	受領済額	今回請求額	残額

【請求理由】

※支払い時期が記載された契約書の写し等を添付すること

(様式第4号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者

令和 年度 島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令障第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業の実績について、島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助対象物等の状況（詳細は別紙1, 2とおり）

補助対象事業総額	円
うち他の補助金で賄われる額	円
補助交付決定額	円
自己負担額	円

※ 以下の書類を添付してください。（写しでも可）

- ・ 契約書や領収書等一連の手続きに関する書類や現況写真

2 補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額 金 円
精算額 金 円

3 補助事業完了日 令和 年 月 日

事業実績内容説明書

(単位：円)

施設・機械 又は装置 の名称	メーカー 及び型番	設置場所	金額 (単価×数量)	導入時期	導入目的	支払計画
						①補助事業に 要した経費 (②+③) 円 ②補助金 円 ※税抜き価格 の3/4 ③自己資金 円
計(税抜き)						
消費税等						
合 計						